

関西国際大学保健医療学部卒業論文に関する内規

2024（令和6）年4月1日施行

（趣旨）

第1条 この内規は、関西国際大学履修規程第3条の規定に基づき、保健医療学部（以下「本学部」という。）において卒業研究を受講する学生が執筆する卒業論文について、必要な事項を定めるものとする。

（卒業論文の題目）

第2条 卒業論文の題目は、看護学に関わる課題とし、選択領域の教員の指導の下で題目を決定する。

（書式等の形式）

第3条 卒業論文の書式及び装丁その他の形式については、学科が別に定める卒業論文作成の手引きに基づくものとする。

（提出期限）

第4条 卒業論文は、学科が別に定める期限までに提出しなければならない。

（提出方法）

第5条 卒業論文は、PDF ファイル（Portable Document Format）形式にて学科が別に定める電磁的方法により提出するものとする。

（審査）

第6条 卒業論文の審査は選択領域の複数の教員で行い、共通の評価指標である評価ルーブリックを用いて評価するものとする。

（再試験）

第8条 卒業研究の再試験については、これを行わない。

（改廃）

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が決定し、これを行うものとする。

附 則

この内規は、2024（令和6）年4月1日より施行する。

附 則

（施行期日）

1 この内規は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第5条に規定する提出方法については、2021年度生以前の年度生のうち、卒業研究を履修中の学生の取扱いは、なお従前の例によるものとする。

（改正内容）

3 この内規における改正内容は、次のとおりである。

（1） 提出方法をPDFファイルのみに改めるため、第5条を改正する。